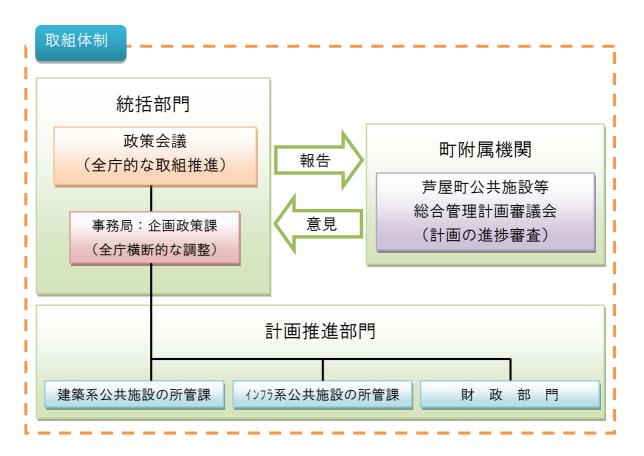
## 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

#### 1.1 取組体制

これまで、本町では公共施設等の維持管理や再配置等の全般的な業務については、各施設所 管部門が中心となり実施してきました。今後は、本町の公共施設等総合管理計画を総合的かつ 計画的に管理し、全庁的な取組みとするため、「政策会議」において公共施設等のマネジメン トを進めていきます。

また、公共施設等総合管理計画の進捗管理と各施設所管課の情報共有や全体調整等は企画政策課において実施することとし、町附属機関である「芦屋町公共施設等総合管理計画審議会」に進捗状況を報告し意見を求めます。



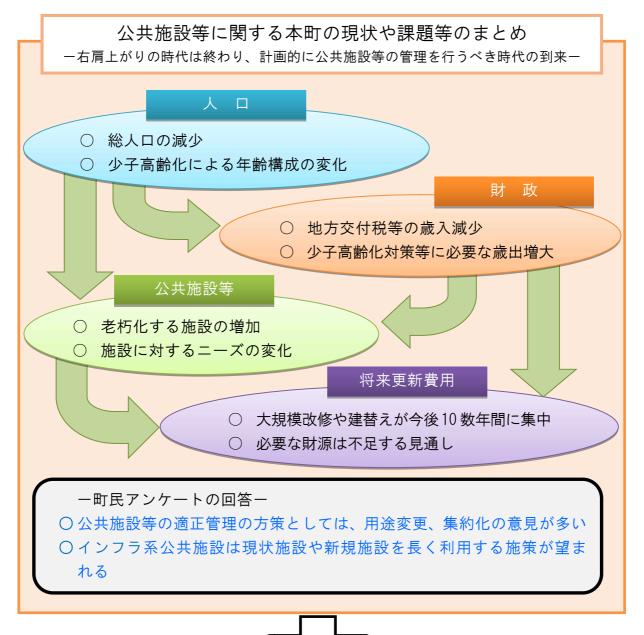
### 1.2 情報共有方策

全庁的な取組体制のもとで、情報共有に係る方策を次のとおり定めます。

- 固定資産台帳の更新を全庁的に取組み、施設の異動更新情報を共有化することで個別計画の策定や施設の見直し等に活用します。
- 各施設所管課において策定した個別計画を全庁的に共有化します。
- 住民アンケートやパブリックコメントの積極的な活用を図り、住民や関係団体との情報 共有や意見の反映を促進します。

### 2 現状や課題に関する基本認識

本町では、公共施設等の現況、人口及び財政の現況と将来見通し等を踏まえて、現状や課題に関する基本認識を以下の通りに整理しました。



# 現状や課題に関する基本認識のまとめ

将来への備えも含めて、以下の課題があります。

- 過去の特定時期(S30 年代後半~S50 年代前半)に整備された公共施設の一斉更新に備える必要性
- 計画的な維持管理によって機能維持を図る必要性
- 官民連携による効率的かつ効果的な施設管理の必要性

#### 3.1 公共施設等マネジメント目標

### 公共施設等マネジメント目標と各方針の位置付け

本町は、現状と課題に関する基本認識を踏まえて、3つの管理目標からなる「公共施設等マネジメント目標」を設定しました。また、その目標を実現するため、公共施設等の計画的な管理に必要となる「実施方針等」及び用途大分類別の総量、配置、維持管理の適正化等についてまとめた「用途大分類別の管理に関する基本的な方針」を本計画で定めました。

今後は、各施設所管課で実施する施設管理(躯体・設備含む)や個別計画等の策定において 各方針が反映されることになります。

### 芦屋町公共施設等総合管理計画

# 公共施設等 マネジメント目標

### 実施方針等

# 用途大分類別の管理に関する基本的な方針

# 公共施設等マネジメント目標

# 管理目標1 将来の更新に対する計画的な取組み

急速に進行する施設の老朽化に備え、更新計画、施設再編計画及び維持修繕計画等の 策定を行い、各種計画に基づく施策の実施に取組むことで、施設の整備・管理・更新に 至るトータルコストの縮減を図りつつ、安全管理と機能維持に努めます。

# 管理目標2 有効活用の視点に基づく維持管理の推進

将来的な人口減少の見通しや厳しい財政事情等を踏まえ、施設の耐震化や長寿命化を引き続き推進するとともに、複合化や用途変更等の手法を活用して既存施設の有効活用に努め、「施設を長く賢く使う時代」への対応を図ります。

# 管理目標 3 行政サービス水準の検討と官民連携・広域連携 の推進

新たなサービス需要や多様化するサービスへの適切かつ柔軟な対応を図るために、行政サービス水準の検討と民間活力等の資金・施設・創意工夫等を活用することで、町の財政負担を軽減しつつ、公共施設等の適切な維持更新の実現を目指します。また、近隣市町村との公共施設の相互利用や共同運用について検討し、施設サービスの連携や施設配置の役割分担等を推進します。

#### 3.2 目指すべき数値目標

本町は、「公共施設等マネジメント目標」の実現をより確かなものとするために、将来の維持更新費用の平準化・縮減に関して、目指すべき数値目標を設定します。

# 【数值目標】

# 今後30年間で建築系公共施設の

# 延床面積を 25% 削減

#### <目標値の算出根拠>

- ① 削減目標の考え方
  - 削減目標は、一人当たりの延床面積を計算根拠として設定しました。
- ② 削減目標の基準となる延床面積 本町の建築系公共施設は、住民一人当たりの延床面積が平成 26 年度末現在、7.51 ㎡/ 人です。
- ③ 削減目標を算定するうえで比較する指標

削減目標は、合併町村を除く全国の類似団体について、建築系公共施設の延床面積及 び人口を集計した一人当たり延床面積の平均値を用いました。

類似団体は全国で57団体があり、その平均は5.74㎡/人です。

削減目標の算定

削減目標=(芦屋町一人当たり延床面積—全国類似団体平均一人当たり延床面積) ・芦屋町一人当たり延床面積

25%  $\Rightarrow$  (7.51 m²/人—5.74 m²/人)  $\div$ 7.51 m²/人

④ 目標値の検証

削減目標の妥当性について、将来人口の減少割合で検証しました。

本町の総人口は、「芦屋町人口ビジョン(平成28年3月策定)」において平成27年(2015年)の14,556人から令和39年(2045年)の11,224人まで、約30年間で23%減少すると推計しています。

延床面積を指標とした削減目標の 25%は、人口減少率と同程度となっており、将来人口に見合った目標数値と考えます。

- ※「芦屋町人口ビジョン(令和 2 年度改訂版)」においては、令和 39 年(2045 年)の人口は 8,773 人 と推計されています。
- ⑤ インフラ系公共施設について

インフラ系公共施設については支出の削減に努めますが、生活基盤が中心となること から総量縮減に関する目標値は設定しません。

#### 3.3 12 の実施方針等

#### (1) 点検・診断等の実施方針

- 施設の老朽化状況や過去の修繕履歴等を踏まえて、予防保全の観点から不具合箇所や更 新が必要な設備類の早期発見に努めます。
- 施設に応じた最適な管理手法(予防保全・事後保全)を使い分け、効率的かつ効果的な 維持管理を図ります。
- 点検診断結果については関係所管部門での情報共有を図り、一元的管理により施設の安全性の確保や適切なサービスの提供に活用します。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ① (維持管理)
- 計画推進部門においては、統括部門と連携を図り、計画的な維持管理を推進します。
- 全ての施設について、経費の節減や国・近隣地方自治体との広域的連携、官民連携手法 の採用可能性を検討し、サービス向上と町の財政負担の軽減に寄与する維持管理の実現 を目指します。
- 受益者負担の原則を徹底し、施設の設置目的に応じた使用料の見直しや各種の歳入確保 策の実現を推進します。

#### ② (修繕·更新)

- 本町において推進する公共施設等の見直しに係る個別計画との整合を図り、計画的な修 繕及び更新を実施します。
- 大規模改修や建替え工事等、多額の費用を要する工事の実施には、事前にPF I \*等の 官民連携手法の採用を検討し、財政負担の軽減を図るように努めます。
- 今後の修繕及び更新に必要な財源確保を目的とした基金の積立と活用を検討します。

#### (3) 安全確保の実施方針

- 点検診断結果を踏まえ、危険性が認められる施設については、使用中止を含めた迅速な 安全確保策を講じるように努めます。
- 用途廃止をした施設については、自然災害や人災による事故、不審者対策等を防止する 観点等から、施設の速やかな除却を推進します。

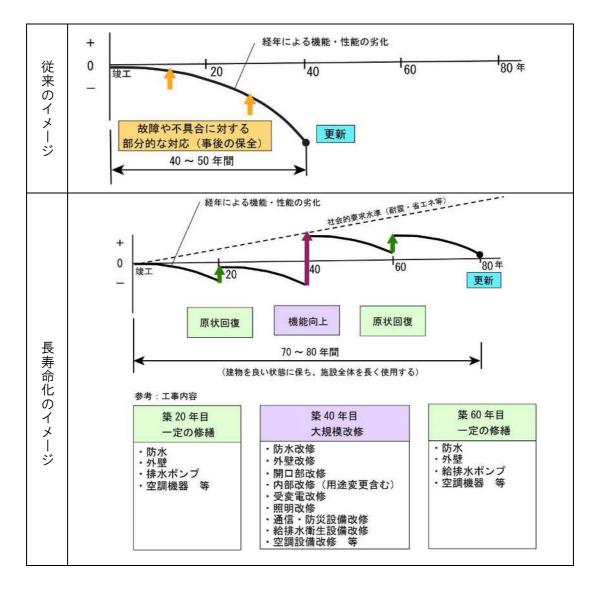
#### (4) 耐震化の実施方針

○ 国等の耐震基準や耐震化の指針に準拠し、適切な耐震性の確保に努めます。

<sup>4</sup> PFIとはプライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の略で、 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う 新しい手法です。

#### (5) 長寿命化の実施方針

- 長期的に維持していく施設と今後廃止をする施設を精査したうえで、従来の事後保全から予防保全への転換を図ります。
- 策定した長寿命化計画は、基準等の変更や町をとりまく社会経済状況の変化に応じて、 適官見直します。
- 長寿命化計画の対象ではない施設についても、可能な限り長寿命化の観点を取り入れた 工法や部材の採用を図る等、ライフサイクルコスト<sup>5</sup>低減と施設の有効活用を推進しま す。



#### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

○ 公共施設の改修、更新等を行う際には、社会情勢や住民ニーズを踏まえたうえで、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化に努めます。

<sup>5</sup> 企画・設計段階から建設、維持管理、解体撤去、廃棄にいたる過程(ライフサイクル)で必要となる経費の総額のこと。

### (7) 脱炭素化の推進方針

○ 公共施設等の改修、更新を行う際には、脱炭素化に向けた省エネ・再エネ・蓄エネ施設 の導入等を推進し、環境に配慮し脱炭素化に努めます。

#### (8) 最適配置の推進方針

- 建築系公共施設を中心として、町民の意見等も踏まえつつ、地域コミュニティの確保と 公共施設等の集約を両立させ、最適配置の実現を目指します。
- 本町では、地域の特性、建物の老朽化状況や既存施設の利用状況(必要性)等を勘案しながら、最適配置を推進します。
- 最適配置の検討にあたっては、以下の各方策や他団体の事例等を参考にします。

### ■最適配置に係る各方策のイメージ図

| ■最適配直に係る各万策のイメーシ図   |                                   |                              |
|---|-----------------------------------|------------------------------|
| 方策の概要   | 各方策のイメージ図                         |                              |
|   | 実施前                               | 実施後                          |
| ①施設を1箇所にまとめる。   | 施設 A 施設 B                         | 施設 A+B                       |
| ポイント:建物を効率的に使って、<br>機能を残しつつ施設の総量を減ら<br>す。                               | 100 m 100 m 集約化                   | 150 m²                       |
| ②民間に運営をゆだねる。<br>(譲渡を含む)   | 施設 A                              | 施設 A                         |
| ポイント:民間のノウハウを使っ<br>て、機能を残しつつ町の支出を減<br>らす。                               | 町民間活力                             | 民間                           |
| ③施設の廃止を進める。<br>ポイント:ニーズに合わせて施設<br>を廃止して町の支出を減らす。                        | 施設 A 除 却                          | 廃止                           |
| ④建替えの際に規模を縮小する。   | 施設 C                              | 施設 C                         |
| ポイント:ニーズに合わせて機能<br>を残しつつ町の支出を減らす。                                       | 200㎡ 効率化                          | 100 m²                       |
| ⑤別の用途の施設として利用する。  | 施設 A                              | 施設A                          |
| (既存建物を活用)<br>ポイント:新築費用を節約する。  | 機能A用途変更                           | 機能B                          |
| ⑥公共施設等の再編による拠点整備<br>とともに新たなニーズに応える。<br>ポイント:新たなニーズの掘り起<br>こしと新築費用を節約する。 | 施設 A 施設 B 施設 C 機能 A 機能 B 機能 C 複合化 | 施設 D<br>機能 A<br>機能 B<br>機能 C |

#### (9) 官民連携の取組方針

- 民間への代替性の高い事業、民間連携の必要性や効果が高い施設を主な対象とし、法令等を踏まえて、民間事業者の資金・施設・創意工夫の活用と連携を図ります。
- 官民連携の取組みにあたっては、官民が連携して公共サービスの提供を行うPF | 等の 各種手法の活用を検討します。

#### (10) 広域連携の取組方針

- 近隣自治体との施設の近接度合いや生活圏域の重複等の実態を踏まえ、町域を越えた施設の共同利用の可能性について検討します。
- 道路・橋りょう・下水道等の生活基盤の整備については、近隣自治体のほか国や県との 連携を強化します。

#### (11) 財源確保の取組方針

- 余剰の土地等の売却を推進します。
- 既存の基金への積立てや、必要に応じて基金の創設を検討します。

#### (12) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 今後は、統括部門と計画推進部門が情報共有を図るとともに、庁内横断的な検討の際に は関係部署の取りまとめを行い、効率的かつ適正な維持管理を推進します。
- 本町が直面している公共施設等の老朽化対策を適切に進めるために、建築や土木に関する職員の技術習得と専門資格の取得を推進し、体制の強化を図ります。

#### 3.4 フォローアップの実施方針

- 公共施設等総合管理計画に基づく個別計画及び個別事業の進捗を定期的に庁内で集約して評価を行い、必要に応じて本計画や個別計画等の見直しに反映させます。
- 本町では、30 年間の長期の計画期間を設定していますが、関連する諸計画や社会情勢等の変化が生じた際は、計画期間内でも必要に応じて計画の改訂を行います。

計画期間:30年間

平成 29 年度(2017 年度)~令和 28 年度(2046 年度)

図 2-1 公共施設等総合管理計画の計画期間

-

<sup>6 「</sup>民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律」及び「民間資金等の活用に よる公共施設等の整備に関する事業の実施に関する基本方針」